

第四号の三の三様式 (平26内府令49・全改、令元内府令2・一部改正)

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券
に係る投資法人の名称】

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券
の形態及び金額】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【内国投資証券の形態等】
- (3)【発行（売出）数】
- (4)【発行（売出）価額の総額】
- (5)【発行（売出）価格】
- (6)【申込手数料】
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】
- (11)【払込期日】
- (12)【払込取扱場所】
- (13)【引受け等の概要】
- (14)【振替機関に関する事項】
- (15)【手取金の使途】
- (16)【その他】

第2【新投資口予約権証券】

- (1)【投資法人の名称】

- (2) 【新投資口予約権証券の形態等】
- (3) 【発行数】
- (4) 【割当日】
- (5) 【新投資口予約権の内容】
 - ① 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】
 - ② 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
 - ③ 【新投資口予約権の行使時の払込金額】
 - ④ 【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】
 - ⑤ 【新投資口予約権の行使期間】
 - ⑥ 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
 - ⑦ 【新投資口予約権の行使の条件】
 - ⑧ 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
 - ⑨ 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (6) 【引受け等の概要】
- (7) 【振替機関に関する事項】
- (8) 【手取金の使途】
- (9) 【その他】

第3 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】
- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【募集の方法】
- (11) 【申込証拠金】
- (12) 【申込期間】
- (13) 【申込取扱場所】
- (14) 【払込期日】
- (15) 【払込取扱場所】
- (16) 【引受け等の概要】
- (17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
- (18) 【振替機関に関する事項】

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

(20) 【手取金の使途】

(21) 【その他】

第4 【短期投資法人債】

(1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】

(2) 【発行（売出）価額の総額】

(3) 【発行（売出）価格】

(4) 【発行限度額】

(5) 【発行限度額残高】

(6) 【支払期日】

(7) 【支払場所】

(8) 【振替機関に関する事項】

(9) 【バックアップラインの設定金融機関】

(10) 【バックアップラインの設定内容】

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

計算期間 第 期中（自 年 月 日 至 年 月 日）
年 月 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（ 年 月 日）までに、臨時報告書を 年 月 日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 の訂正報告書）を 年 月 日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

名称

（所在地）

第三部 【特別情報】

第1 【内国投資証券事務の概要】

第2【その他】

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

参照情報

- a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第2項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。
- c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書（以下 c 及び d において「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- d 参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。